

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の規定による認定申請案内

(セーフティネット保証－国の指定業種・原油等高騰)

大和市 産業活性課

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入をご希望の場合、信用保証協会等への申込に当たって、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対 象 者	原則、本店登記場所が本市内の法人、または主たる事業所が本市内の個人事業者
認定要件	国が指定した業種に属する事業（以下、指定業種）を営み、下記の要件をみたすこと。

認定 パターン	要件 1	要件 2	要件 3	要件 4	要件 5
パターン①	営んでいる事業の全てが指定業種である事業者	最近 1 か月の売上原価のうち原油等の仕入額が 20%以上を占めていること	最近 1 か月の原油等仕入単価が前年同月に比して 20%以上上昇していること	最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること	—
パターン②	指定事業以外の事業も営んでいる事業者	最近 1 か月における指定事業の売上原価が全体の売上原価の 20%以上を占めていること	全体と指定事業それぞれの最近 1 か月の売上原価のうち原油等の仕入額が 20%以上を占めていること	指定事業の最近 1 か月の原油等仕入単価が前年同月に比して 20%以上上昇していること	全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること

※「20%以上」：申請者は端数処理(小数点第2位を切り捨て、第1位まで記載)。
ただし端数処理前が20%未満の場合申請不可
例) 端数処理前の計算結果が 19.9999%の場合
端数処理後の記載は、19.9%となり、この場合は申請不可。

※「最近 1 ヶ月」：原則、申請前月の 1 ヶ月
例) 8 月申請の場合、7 月

※「最近 3 ヶ月」：原則、申請前月までの 3 ヶ月
例) 8 月申請の場合、5 月、6 月、7 月

申請に必要な書類

以下の必要書類の内、市所定の書式は大和市役所 産業活性課 HP から取得できます。

必要書類		備考
1	認定申請書（市所定の書式）	法人実印（個人事業者にあつては個人の実印）の押印 及び捨印の押印をお願いします。
2	平均仕入単価、売上原価、仕入価格、 売上高の推移（市所定の書式）	
3	・履歴事項全部証明書の写し（法人） ・直近の確定申告書及び青色申告書 の写し（個人事業者）	履歴事項全部証明書の写しは最新のもの （目安は発行から3ヶ月以内）
4	業種が確認できる書類 （いずれか1点 写し可）	例）パンフレット、会社のホームページ（写し）、確定 申告書控（「事業種目」があるページ）、法人事業概況 説明書（「事業内容」があるページ）、許可業種の場合 は許可証、登記簿謄本、等
5	対象期間の月別仕入価格、売上高（建 設業にあつては完成工事高）が確認 できる書類（写し可）	例）月別試算表、月別損益計算書、法人事業概況説明 書（「売上高等の状況」があるページ）、仕入伝票、売 上台帳等、売上原価と原油等の仕入価格も確認できる 書類 ※兼業者の場合、主たる事業及び全体の最近1年間の 原油等の仕入価格・売上高が確認できる書類も必要

認定書の交付

認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。また、書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。※添付書類原本を同時に返却

注 意 点

- 1 現在の指定業種については中小企業庁 HP でご確認ください。（定期的に変更されます）
- 2 自社の事業がどの業種に該当するか、およびその業種番号をあらかじめご確認ください。
総務省統計局 HP の『日本標準産業分類』等で確認できます。
- 3 認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し保証の申込を行うことが
必要です。また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が
確約されるものではありません。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金（土日祝日等除く）の8:30～11:50、13:00～17:00

※上記時間帯以外のお問い合わせについてはご遠慮ください。